

川口市期間入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、理財部契約課（以下「契約課」という。）において物品の購入、備品修繕及び印刷（以下「物品の購入等」という。）を行うに際し、紙媒体による期間入札（以下「期間入札」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「期間入札」とは、次に掲げる方法により特定の期間内に入札書を契約課へ提出して行う入札をいう。

- (1) 入札書を封入し、これを直接持参する方法
- (2) 入札書を封入し、これを一般書留又は簡易書留により郵送する方法

(実施対象)

第3条 この要領の対象となる物品は、川口市財産規則（昭和39年規則第9号）第33条第2項の規定により理財部契約課長が行う物品の購入等の措置のうち、期間入札の実施が適当と認めるものとする。

(入札に係る費用の負担)

第4条 期間入札に係る費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(公告等)

第5条 期間入札を行うときは、次に掲げる事項を公告、通知又は公表（以下「公告等」という。）するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の提出期間
- (3) 入札書の提出先
- (4) 入札回数
- (5) 期間入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

(入札書等の提出方法)

第6条 入札参加者は、公告等で指定する期間内に公告等で指定する入札書等の必要書類を第2条に掲げるいずれかの方法により提出しなければならない。

(同等品)

第7条 仕様に例示品として記載された物品と同等以上の機能を有する物品により入札を希望する者は、公告等において指定する期限までに同等品承認申請書を契約課に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の規定による申請書の提出方法及び申請に対する回答は、川口市ホームページに掲載する。

(質疑応答)

第8条 物品の仕様に関し質疑のある者は、公告等において指定する期限までに質問書を契約課に提出することができる。

2 前項の規定による質問書の提出方法及び質疑に対する回答は、川口市ホームページに掲載する。

(入札の延期、中止、取消し)

第9条 市長は、期間入札において、郵便事情等により事故が発生したとき、不正な行為があったと認めるときその他必要があると認めるときは、適宜入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

2 開札前に入札参加申込者がいない又は入札者がいないときは、入札を中止し、開札後に有効な入札がないとき又は予定価格に達する入札がないときは、入札を不調とする。

(入札書の撤回等)

第10条 入札書は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(入札の辞退)

第11条 一般競争入札参加の申込書を提出した後、入札を辞退しようとする者又は指名通知を受けた後、入札を辞退しようとする者は、辞退届を入札前に契約課に提出しなければならない。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 郵送方法が、一般書留又は簡易書留のいずれにもよらない入札
- (2) 入札参加の資格要件を備えない者がした入札
- (3) この要領及び公告等の規定に反してした入札
- (4) 同じ案件について、同一者（代理人を含む。）が2通以上提出した入札
- (5) 談合その他の不正の行為により提出した入札
- (6) 無記名によるもののほか、判読できず意思表示が不明瞭な入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令違反の認められる入札

(開札)

第13条 開札は、公告等で定める日時及び場所において行うものとする。

2 立会いを希望する入札参加者は、市長へ立会いの申込みを行い、承諾を受けたときは開札に立ち会うことができる。

3 前項の規定による立会者がいないとき及び開札手続きの公正性、公平性、又は中立性を確保するため必要があると認めるときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

(落札候補者の決定)

第14条 有効な入札書を提出した者のうち予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をした者を落札候補者と決定する。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2人以上あるときは、別に定めるくじ引きの方法により落札候補者を決定する。

3 落札候補者となった者は、速やかに入札の参加資格の有無につき審査を受けなければならない。

(入札参加資格の審査)

第15条 前条第3項の審査に関し、市長は、当該者に対し、適宜必要な書類の提出を求めることができる。

2 落札候補者が前項の書類を提出しないとき、入札参加資格の審査のための指示に従わないときその他入札参加資格の審査ができないときは、当該落札候補者を落札者とししない。

3 入札参加資格の審査は、第1項の書類の提出があったときから概ね3日以内に行うものとする。

(落札者の決定)

第16条 市長は、前条の審査により、落札候補者が入札の参加資格を有していると認めるときは、当該者を落札者として決定し、速やかに通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により、落札候補者が入札の参加資格を有していないと認めるときは、当該者を落札者とししないこととし、速やかに通知するものとする。

3 市長は、前条第2項又は前項の規定により落札候補者を落札者としなかったときは、次順位者（その者が2以上あるときは第14条第2項の規定の例により決定した者）を落札候補者とし、当該者につき入札参加資格の審査を行う。

4 落札者の決定から契約締結までの間に当該者が入札参加の資格要件を備えなくなったときは、当該落札者の決定は、失効する。この場合における落札候補者は、次順位者（その者が2以上あるときは第14条第2項の規定の例により決定した者）とし、当該者につき入札参加資格の審査を行う。

(資格審査の例外)

第17条 前3条の規定にかかわらず、当該案件の性質により事前の資格審査が適当と認められる場合は、入札前に資格審査を行うことができる。

(公表)

第18条 期間入札の結果については、全入札参加者、全入札金額、落札者及び落札金額を川口市ホームページで公表する。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、期間入札の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から実施する。